



遺言書の有無で結果が変わってしまった事例

事例1 兄弟妹3人。話はまとまらず裁判に

日々相続についての相談に応じていると、「遺言書があったら、こんなことにはならなかったのに」と思うことが多くあります。

たとえば、小久保美智子さん（50代）のケース。実家は農家で、ずっと田畑を耕作してきました。田畑はほとんど自宅から徒歩圏内にあります。親の代は先祖からの土地で農業をするのは当然のことでしたが、同居する長男（小久保さんの兄）はサラリーマンで、親が高齢になって農作業ができなくなると、長男は田畑を他人に貸していました。

田畑は全部で5000坪以上ありますが、5年ほど前から始まった区画整理で、ほとんどの財産を渡せば兄嫁が好き勝手に売却してしまうのではないかと危惧し、ならば自分たちが相続して実家の財産を守りたいと考えました。

全員で何度か話し合いをしたものの、ほとんど平行線に近い状態で、一向に遺産分割協議書を作成できません。業をにやした小久保さんは、長男とは別の税理士に依頼し、姉妹3人だけで、長男とは別に申告書を出すことにしました。遺産分割は期限までにまとまらないので、法定割合（民法で定められる相続割合／74ペーヅ）のまま未分割で申告し、分割協議がまとまった時点で修正申告をするようになりますが、家庭裁判所の調停で決着するしか方法がありませんでした。

遺言書があったらどうなっていた？

一般的に、今では昔の家督相続の名残はほとんどありません。とくに家業がなく、長男が跡

土地が宅地造成されることになり、それによって、土地の評価や利用価格が格段に上がりました。ちょうどその頃に親が他界。相続人は長男（兄）と実家の近くに嫁いだ姉、他県に嫁いだ小久保さんと妹の4人です。

以前から、小久保さん姉妹と兄嫁（長男の妻）は折り合いが悪かったようですが、相続の際にそれが表面化。長男対妹3人で対立してしまいました。

長男が提示した遺産分割案は、「ほとんどの財産は自分が相続し、嫁に出た者にはせいぜい1000万円」というものでしたが、当然、小久保さんたち3姉妹は納得できません。財産の総額は8億円なので、4人で等分すれば1人2億円。小久保さんたち3姉妹は、兄にほとんど

取りということでなければ、財産の分け方は兄弟姉妹でほぼ等分というケースが増えていきます。小久保さんの件も、長男は家業を継いでいないので、親は、財産のほとんどを相続させるのではなく、嫁いだ娘たちにもそれぞれ分けるような配慮が大切で、せめて遺留分（77ペーヅ）を満たすことが必要でした。

親が「遺産は兄妹でほぼ同等に分ける」と遺言していれば、小久保さんたち姉妹も不愉快な思いをしなくて済んだでしょう。長男の嫁と娘たちの仲がよくないのであれば、もめることは想定内、遺言書を準備しておくべきでした。

遺言作成のポイント

・家業を継いでいる相続人の他にも相続人がいる場合は、公平に遺産分割をすることが大切。